

最終処分基準省令第2条第2項第2号口の規定による検査に関する次に掲げる事項

(状況: 令和7年度分 公表の期限: 翌月の末日)

(状況: 令和7年度分 公表の期限: 付着又は混入が認められた日の属する月の翌月の末日)